

第1号様式（第1条関係）

☒ 二級建築士免許申請書
☐ 木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

私は、☒二級建築士
☐木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。

私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。
令和〇年　〇月　〇日

氏名_____建築　士郎_____

三重県知事
指定登録機関宛て

ふりがな氏名けんちくしろぅ建築　士郎	生年月日生平成〇年　〇月　〇日生	写真 1　申請前６月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦４．５ｃｍ、横３．５ｃｍの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 ２　貼り付けた写真は免許証に転写されます。			
現住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	性別男				
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期令和〇年				
	合格通知日付令和〇年　〇月　〇日				
	合格通知番号第　４Ｄ××××××号				
登録申請区分	１　学歴 ☒ ４　実務 ☐				
１の申込み記入する場合より入るにより場合のみ記入する場合に四項第三号の規定による第五項の場合の上記	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月		
	〇〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	H〇年　〇月入学 R〇年　〇月卒業（修了）		
			年　月入学 年　月卒業（修了）		
	入るにより場合のみ記入する場合に五項の場合の上記	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月	建築実務経験期間の合計
				年　月入学 年　月卒業（修了）	年　月
				年　月入学 年　月卒業（修了）	
	のより第四項第三号の規定による第六項の場合の上記	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月	建築実務経験期間の合計
				年　月入学 年　月卒業（修了）	年　月
			年　月入学 年　月卒業（修了）		
建築設備士試験合格証書日付		建築設備士試験合格証書番号			
年　月		第　　号			
入場申し込みの実務に関する上記		建築実務経験期間の合計			
		年　月			
みり第五項の場合の上記	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日	
			年　月　日	年　月　日	

(第二面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）がありますか。		ある ☐	ない ☒				
	あるときはその罪及び刑 -----							
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		年	月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。		ある ☐	ない ☒				
	あるときはその罪及び刑 -----							
あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		年	月 日					
事 由	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。		ある ☐	ない ☒				
	あるときはその年月日		年	月 日				
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。		ある ☐	ない ☒				
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間		年	月 日から 年 月 日まで				
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。		はい ☐	いいえ ☒				
※ 番 査 欄	手数料 確認	写真 照合	住民 票照合	合格 者照合	欠 格 審 査	名 簿 登 録	免 許 証 発 行	
※登録 番号					※登録 年月日			
							※都道府県 受付番号	

登録手数料 振込受付証明書貼付欄
(貼付用の裏面全面に糊付けし、この枠内に貼付してください。)

※貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告示等 に基づく学歴等 区分 (登録申請時)	☒ 50 大学・短大・高専卒 40単位	☐ 51 職能大（短大）卒 40単位	☐ 52 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位	☐ 53 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位
	☐ 54 高校・中学卒 20単位	☐ 55 高校・中学卒 15単位	☐ 56 専修（高校卒） 2年以上 40単位	☐ 57 専修（高校卒） 2年以上 30単位
	☐ 58 専修（高校卒） 1年以上 20単位	☐ 59 専修・職訓校（中学卒） 2年以上 15単位	☐ 60 専修・職訓校（中学卒） 1年以上 10単位	☐ 61 職訓校（高校卒） 3年以上 30単位
	☐ 62 職訓校（高校卒） 1年以上 20単位	☐ 63 職訓校（中学卒） 3年以上 20単位	☐ 64 実務経験	☐ 65 その他 (建築設備士等)